

笠間市議会議会運営委員会記録

令和5年7月14日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
〃	大貫	千尋	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

なし

出席説明員

総務部長 後藤弘樹君

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山	浩太
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久

議事日程

令和5年7月14日（金曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 令和5年第3回笠間市議会定例会について

(2) 笠間市議会に提出された請願書・陳情書のホームページ上での公開について

(3) その他

午前10時00分開会

○西山委員長 議会運営委員会委員の皆様、大変暑い中、また何かとお忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、令和5年第3回笠間市議会定例会について御協議をいただきたく、お集まりいただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は7名です。遅刻ということで連絡ありましたが、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 それでは会議に先立ち、議長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○大関議長 皆さんおはようございます。暑い日が続いており、何かと体調面大変だと思っております。

また、九州のほうでは大雨による被害が報道されております。大変だなと思っております。笠間にはまだそういうものはないですけれども、集中的な豪雨の危険度は今後増すばかりだと思うので、気をつけていかなければならない、そういう一面が見られたなと思っております。

また、過日7月4日、県西議長会のほうで主催がありましたゴルフ大会に、笠間市から5名参加してやってきました。5名中2名が入賞をした、いわゆる賞に入ったということで、確率が高かったなと思っております。暑い一日でしたが、親睦を図る意味では有意義な一日になったのではないかなと思っております。

今日は、9月の定例会に向けての会議をよろしく願いしたいと思いますので、皆様方の御意見よろしく願いをいたし、挨拶に代えます。よろしく願いします。

○西山委員長 ありがとうございます。議長は残りますか。

○大関議長 残ります。

○西山委員長 議長もそのまま着座にてお願いいたします。

○西山委員長 それでは協議事項に入ります。

令和5年第3回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、総務部長より提出予定議案等について説明をお願いいたします。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 9月の定例会に、現時点で、資料一覧表のとおり、諸般の報告1件、認定が5件、諮問が2件、議案が14件、合わせて22件の議案の提案が予定されております。それぞれの内容について、概略を説明させていただきます。

提案1の諸般の報告でございます。1番目と2番目につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、一般会計、特別会計の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足の比率につきまして、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。3番目につきましては、債権管理条例に基づきまして令和4年度に放棄をいたしました非強制徴収債権、市税や公課以外のものになりますが、そちらの状況について報告をするものでございます。

提案2から提案6までの認定でございます。令和4年度の一般会計、特別会計、市立病院会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の決算につきまして、地方自治法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

提案7、8の諮問でございます。人権擁護委員の候補者の推薦に意見を求めることにつきましては、令和5年9月30日に2名の委員が任期満了となることから、法務大臣に推薦をしいたいため議会の意見を求めるもので、現在、候補者の調整中でございます。

提案9の議案、笠間市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。その内容といたしましては、森林環境税の導入に伴う諸規定の整備、また給与所得者の扶養親族等の申告書の簡素化、また特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードなど、そちらの軽自動車税種別割の規定などの改正でございます。

続きまして、提案10、議案、笠間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例につきましてから、提案12、笠間市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例につきましては、こども家庭庁の設置に伴いまして関係法令が整備されまして、それに基づいて条例を改正するものでございます。

提案10の子ども・子育て会議の条例につきましては、子ども・子育て会議の位置づけが内閣府からこども家庭庁に移ったことによりまして、審議会とするという内容でございます。

提案11の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、教育や保育給付において、こども家庭庁の設置に伴いまして厚生労働大臣から内閣府に移るということで、所要の改正を行うものでございます。

また、提案12の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、保育所の保育士の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことから、所要の改正を行うものでございます。

提案13、笠間市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、省令の一部変更に伴いまして電気自動車の急速充電設備の上限の撤廃をする改正や、それに合わせました火災予防上の必要な措置を改正するものでございます。

続きまして、提案14から提案22までの議案につきましては、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）から令和5年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）までの9会計の予算につきまして、それぞれ予算の補正を行うもので、現在調整中でございます。

以上で9月の定例会に上程予定の議案等の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 提出予定議案の説明は以上であります。これについて何かございますか。あれば、挙手にてお願いいたします。なければ、これで御了承願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 次に、事務局より会期日程（案）について説明を願います。

事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、タブレット資料03の会期日程（案）を御覧いただきたいと思っております。

会期は、8月29日火曜日から9月15日金曜日までの18日間としております。

初日の8月29日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案上程、提案理由の説明を行います。また、即決を要する議案がある場合には質疑、討論、採決を行う予定です。一般質問通告の締切りは8月29日の午前中、議案質疑通告の締切りは午後5時とさせていただきます。

30日水曜日は、議案調査のため休会といたします。

31日木曜日は、議案質疑を行い、所管の常任委員会への付託を行います。また、令和4年度各会計の決算審査を行うため決算特別委員会を設置し、付託を行います。

なお、本会議終了後に決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。さらに、委員会終了後に議会運営委員会を開催し、今定例会で通告のありました一般質問の取扱いについて協議いたします。

1日、4日、5日の3日間で各常任委員会を開催します。

6日、7日、8日の3日間で決算特別委員会を開催します。

11日、12日、13日の3日間を一般質問といたします。

なお、討論通告の締切りは13日水曜日の午前中といたします。

14日木曜日は、議事整理のため休会といたします。

15日金曜日は、定例会最終日となりますが、議案につきましては各委員会委員長より審査の経過及び結果の報告を受け質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上が令和5年第3回定例会の会期日程（案）でございます。

○西山委員長 ただいま会期日程案について説明がありました。

これについて何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、このとおりと決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 御異議なしと認め、令和5年第3回定例会の会期日程（案）は8月29日から9月15日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、今月の全員協議会に委員会からの報告事項といたしますので、よろしく願いいたします。

執行部で、ほかにありますか。

○後藤総務部長 特にございません。

○西山委員長 なければ、ここで御退席を願います。

〔後藤総務部長退場〕

○西山委員長 それでは、ただいま大貫委員が着座いたしました。さらに、林田議員が傍聴ということで出席しております。

○西山委員長 次に、（2）に入ります。

さきの第2回定例会において当委員会に付託されました陳情第5-2号 笠間市議会に提出された請願書・陳情書の市議会ホームページ上での公開を求める陳情につきましては、陳情内容の趣旨を採択するという趣旨採択となりました。

この結果を受けて、今後、笠間市議会として提出された請願・陳情について具体的にどのような形でホームページ上で公開を行っていくのか、御意見をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時34分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、いろいろ皆さんの御意見をいただきました。

まず、いつからかというのを決定したいと思います。

御意見の中では、内桶委員から5年遡り、石松委員からは合併後全て、田村委員についてはある程度の年数を決めるべきだろうという意見がありました。

いかがでしょうか。

内桶委員。

○内桶克之委員 ホームページ上での話ですけれども、ホームページを更新して新しい情報を入れていくので、過去のデータも削除をしていくというのもホームページの作業だと思います。その根拠としては、保存文書がしっかりあるかどうかというのが根拠になると思います。保存文書はないけれども公開をしている、5年たってなくなっている文書は閲覧できないわけですね、これは処分しているから。その閲覧できないものを公開していても、私はどうなのかなと思います。

ただ、今回は、その結果については全部載せているということで、議事録の内容を載せてくれということなので、そこはやはり5年とか、重要なものは10年という保存期限がありますが、その重要なものというところは政策判断になると思うので、やはり5年をしっかりと載せて、それ以外は閲覧してもらおうというのが一番いいと私は思っています。

○西山委員長 ほかにあれば。

石井委員、どうぞ。

○石井 栄委員 私の意見は、平成18年以降の請願・陳情の審査結果、受理番号、件名、議決年月日、結果に加えて、本文をPDFファイルにして、必要な個人情報の保護が必要な場合にはそれを行って掲載すると。それから、その前のものについては、記録があるものについては、できる範囲でその理由などを掲載できるようにするというのが一番合理的なのかなと思います。

○西山委員長 合併以降ということですね。

○石井 栄委員 そうですね。

○西山委員長 ほかにありませんか。

石松委員、どうぞ。

○石松俊雄委員 ここに参考資料が出ていますけれども、この参考資料というのはいつからですか。

○西山委員長 合併以降。

○石松俊雄委員 はい。

○西山委員長 いつからということで御意見ありますか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 10年にしたら。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 基本的には合併後からと思うところですが、役所に限らず、文書の保存という概念がこの世の中にはあって、ここで合併後全部やることはできると思います、時間をかけてやれば。今後ずっと残すのかという議論が、どこかで関わってくるのかなと思うのです。現物として目の前にはないけれども、データを保存するにはお金がかかっているわけですよ。そういうことをどこかで考えざるを得なくなったときに、同じような話になるのかなと。そうすると、文書の保存期間が5年なのか10年なのか、それはいろいろ

な理由にして決める、その辺との兼ね合いが必ずどこかで出てきてしまうのかなと思います。

ここで合併後という、今後も延々と新しいものを付け加えるだけで廃棄という概念をなくすのであれば、合併後ずっと廃棄という概念が存在するのであれば、どこかで時間を限らざるを得ないのかなと思うところがあります。ちょっと中途半端な意見になって申し訳ないです。

○西山委員長 それでは、5年というのは通常の保存期間、特殊なものについては10年ということで定めがあるようなので、5年、10年、それから合併以降ということで、加えてデータの消去についても考えなくてはならないということですが、どうでしょうか。

[発言する者あり]

○西山委員長 では、議長の意見もらいましょう。

○大関議長 局長、データを今後ずっと蓄積していくわけでしょう、ホームページ上のデータ。そうすると、いつ頃からのものは削除していくというのを決めなくてはならないと思います、新しいものをどんどん付け加えていくから。そういった場合に、何年を大体めどにしているのか。

○西山委員長 局長、どうぞ。

○西山議会事務局長 文書の保存年限の話になろうかと思います。

これは、笠間市文書事務規程の中で、先ほど内桶委員からお話があったように、通常であると5年、重要なものについては10年という規定があります。ですから今回、過去のもものがずっとホームページ上で残ってきてしまっているものについても、可能であれば文書規程に基づいた残し方をしたいな、整理をしていきたいなと考えているところです。

ある意味、文書事務規程の文書の廃棄というところにその年数が入っているわけですが、逆に、廃棄しなくてはいけないのに廃棄しないでいるというのはいけない話になります、むしろ。要するに、それ以前のを例えば開示請求をされても、市としては不存在であるというような回答ができるようになります。

そういう意味でも、文書事務規程に基づいた保存年限で、ホームページ上の公開も行っていくのが本来の形なのかなと思っています。

○西山委員長 議長。

○大関議長 そうすると、ある程度基準を笠間市議会として決めて、こういうふうになっていますという形で進めていけば問題がなくなるのではないかなと思うので、そういう参考があれば、それも一つ頭の中に入れて協議していただければいいのかなと思います。

○西山委員長 事務ベースのお話でいきますと、5年の保存期間、重要書類については10年ということで、合併後からとか10年遡ってやりましょうといったとき、それを残してしまうと10年を超えてくるわけですね。となると、整合性がなくなってしまうだろうというのが今の事務方の意見ですが、いかがですか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 10年と決めれば、年度が変われば、11年前のものは削除する方向で、全協で皆さんに諮ってください。

○西山委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 議会の場合は、4年たってしまうと全て継続審査とかも仕切り直しになっちゃうから、議会の立場で言うとしたら8年ぐらいになるのかな。

○大関議長 議会はこうですよというものを決めれば、その限りではないのかな。

○内桶克之委員 重要な文書は10年保存とあるので、10年区切りが一番まともではないかなと私は思いますね。

〔「重要な文書……」と呼ぶ者あり〕

○内桶克之委員 重要か重要じゃないというのは判断がつかないので、一応10年までというのが一番いいのではないかな。

○西山委員長 では、今、石松委員より期数を考えますと1期4年ということで任期8年分が議会の場合は整合性があるのではないかなという意見と、そもそも事務ベースで考えたときに重要書類は10年の規定があるので、その10年に合わせるべきだという二つの御意見がありました。

どのようにしますか。そこに絞りたいと思います。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 8年も10年の中に入っているから、10年で区切っては。あんまり時間かけてもしょうがない。

○西山委員長 それでは、貴重な御意見いただきました。

取りあえず、期間につきましては10年ということで定めさせていただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 ありがとうございます。

大貫委員。

○大貫千尋委員 要するに、11年になるやつは処分していいというわけだ。

○西山委員長 おのずとそのようになります。

続きまして、個人情報の取扱い、提出者は堂々と正面から提出するものであるのもので最後まで名前を残すべきだ、残してほしいという人もいるだろうという意見と、提出はしたもののホームページ上の公開では名前は出してもらいたくないという人もいるだろうと、現実、という意見もあります。

個人情報の取扱いということになりますが、最初からその提出者の意思を反映するような方法を受付時にできるような形、これが一番理想かな、今の御意見を総合すると。

大貫委員。

○大貫千尋委員 原則的には、要するに自分の主張をするわけだから、自分の名前も言えないような主張は、基本的には請願・陳情では取り扱わないでしょう。基本原則は公開、あと本人がどう希望するのか。原則論とすれば、公開ということで決めさせてもらいたいよな。

○西山委員長 それでは、受付時に、原則公開ですがいかがなされますかという伺い、そのようにするしかないですか。

内桶委員。

○内桶克之委員 原則公開だと思いますけれども、ホームページ上での掲載で個人情報が出るので確認をするという作業だけはしてもらおうということで、確認をするだけの作業ですけれども、原則公開というものはいいと思います。

○西山委員長 今後のやり方、方法を今議論してもらっていますが、原則公開、ただし、本人のいずれかの意思があれば、それは対応するというで、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 今後についてはそうですね。

そうしますと、今現在、遡って10年ということになりましたので、10年間のデータの中には個人情報が当然出てきます。

これについては、どのようにしましょうか。追跡調査をするのか。

大貫委員、どうぞ。

○大貫千尋委員 個人情報の法律が変わったのはいつでしたっけ。

○石井 栄委員 3月いっぱい終わって、4月1日からですね。

○西山委員長 局長。

○西山議会事務局長 笠間市議会の個人情報保護条例が施行されたのが、今年4月です。

○西山委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 それに基づくとどうなりますか。

○西山委員長 次長。

○堀内議会事務局次長 施行されたのが4月1日からで、それ以降に例えば過去のことを遡っても、4月以降にやったという事実があると、やはりこの条例の適用になるかなと私は思うのですが、ただ、その時点で個人情報の確認を取っておりませんので、同意が取れたという判断は難しい、改めて確認をするか、確認されていないものとみなすかというようなことになるのかなと考えます。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、過去のものにつきましては個人情報を開示しない。それは分かるように公開しておく、しない理由を。

そうすると、10年前のこと、これからのことが決まりました。それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 次に、その他に入ります。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 私の会派の中で、議会中の新聞報道等の情報の使い方、ああいうものの著作権に配慮すべきではないかという議論をしました。

その議論した後に私なりに調べて、新聞業界の中でのコンセンサスとして、新聞紙面の中に三つの分け方があるそうです。一つは、誰が使ってもいいよと、単なる事実だから著作権が存在しない。もう一つは、著作権はあるけれども、場合によっては使ってもいいよと。もう一つは、全くガチガチで、著作権で縛られているから引用理由をきっちり許可を得ないと駄目と、大きく分けると三つの区割りのような表現をされています。

そして、その使い方として、引用という表現のものと、あと使用、使用というのは丸々何かに使ってしまうというような判断かと思えます。引用というのは、この新聞にこんなことが載っていたよと。概要というか、こんな話題が載っていたよという程度だと思えますが、その辺の新聞の記事の使い方をきっちりしないと、議会としてルールをつかさどる場所としてふさわしくないのではないかという議論があって、今回、議運のほうに新聞記事の使い方、著作権に対する考え方をいま一度問題提起したいなということで、今お時間割かせていただいております。

○西山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時02分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他で、畑岡委員より提案がありました著作権に関する部分で、議員の議会運営上に関わる取扱いについて、休憩中議論させていただきました。

いずれにしても、議員個人の判断が一番最優先されることでしょうし、当然、議場の中では議事整理権を持っている議長がおります。さらには当然のことですけれども、引用する部分がどこなのか、どこから出ているものなのかをある程度明確にした上で引用してもらおう、特段の制限はかけないというような内容でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、それでよろしいですね。

その他ありますか。

内桶委員、どうぞ。

○内桶克之委員 議会運営委員会、この前も特別委員会に関わる部分を審議していただいたのですが、議会基本条例制定に伴う今後の取組というところでいくと、その中で優先順位をつけて着々と議論していくのが大事かなと思っているので、委員長、事務局長、議長あたりと相談していただいて、優先順位を見て着々と議論をしていきたいなというのが私の意見です。

ですから、1か月に一遍の議運なので、今月のテーマはこれでやりたいとか、そういうことで議論を展開できればいいなと思います。

○西山委員長 ただいま、基本条例の協議の件で、提案がありました。

どうでしょうか、皆さん。そのように一つ一つ消化していくような形で、一つ終われば次にということで、終わる期間はある程度考えたにしても、そういうような方法でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 そのように進めます。事務方、いいですね。

そのほかありますか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 これは、皆さんの記憶にきちんととどめておいていただきたい話です。今現在、笠間の焼却場、今単独ですね、笠間市単独。今、200億円近い補修をしようとしている、清掃場を。

あと一つ、茨城町と笠間市だけで、し尿場を造ると。これも来年6月に笠間市・茨城町広域環境組合という新しい組合をつくってスタートするわけですが、それも概算で70億円、80億円かかります。

笠間の単独の焼却場については、職員から情報もらおうとしてもあんまり分からないという形で情報をもらえないのですが、茨城町の議員とこの間懇談会をしまして、私も一部事務組合を、茨城町と笠間市でやろうとする、造らなければならないし尿処理場、これは今、現段階で茨城町の馬渡というところに施設はあるわけですが、やはり造るときにいろいろ問題があって、造った町長がどこも造るところがないんだったらうちのほうに造れと言って、次回の選挙で落っこってしまったという。迷惑施設を持ってきてしまったということなんじゃないかな。そういうことで、後でまた造るのが大変だということで、グラウンドを造っておいて、そこに造りましょうと決めてあるらしいのですが、例えば、し尿処理場の場合、返さなくていい補助金は大体1割だそうです。ですから、80億円かければ8億円しか出せない。72億円は、30年にわたって笠間と茨城町で返している、大変な問題なのです。

だから、私は茨城町の議員に対して、一番安い方法は矢野下の下水処理場の脇に一次処理場を造って、それで矢野下の下水処理場で汚泥を処理する、そうすると30億円です。矢

野下に造るのが30億円。笠間の焼却場に併設するやり方だと、それでも50億円はかかります。向こうに造るのには70億円から80億円。だから、これ事を急いで執行部の予定で進めていくと、とんでもない問題になるからね、はっきり言うと。

首長も我々も辞めちゃうからいいけれども、後に残った市民、町民は大変なお金を払っていく。恐らく、し尿処理場が建設費の約1割だそうです、負担金で国からもらえるのが。というのは、建設費が例えば100億円あるとすると、補助対象が二、三十億円の施設らしいですよ。そうすると、二、三十億円に対しての3分の1だから、3割の3分の1だから1割でしょう、全体からすれば。だから、私はここで皆さんに声を大にして言っておきますよ、議員一人一人に。聞かなかったということがないように。

その辺のところで、茨城町の議員は今、石岡と小美玉と茨城町でごみの焼却場はやっています。茨城町の人、石岡の先のほうまで行くのが大変らしいです。だから、できれば、このごみの焼却場も笠間と一緒にやりたいなという考えがあるのです。笠間と一緒にやりたいなと。これ慌てて笠間単独でいくよりは、茨城町にも呼びかけをして計画を見直したほうが、私は、今のところ2,900万円、9,000万円ぐらいあった調査費用が、設計屋が大幅ダンピングして2,500万円から2,900万円ぐらい、大した金使っていないですよ。その資料はもらえますから、使えますから。その辺を20年後、30年後の市民のことを考えて、皆さん方にお話ししておきますから、私は聞かなかったということは言わないでください。銘々よく勉強してください。

○西山委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 最初、し尿処理から話が入って行って、最後ごみの話になったので、ごみの話であれば、既に特別委員会つくってしまったので、清掃センターの件に関しては特別委員会つくったのだから、そこでやると決まったので、ここでどうこうではないと思っています。

もう一つのし尿処理の話になれば、それはまた何かするのかというのは別の問題、それはまた議論すべきだと思いますけれども、今の話はちょっと分かんなくなったので。

○西山委員長 畑岡委員おっしゃるとおりで、特別委員会の中の前段で、大貫委員の配慮ということで、議会運営委員会の委員の皆さんにお知らせ、これは当然流れからいけば、いろいろなデータも含めて、あと他市、他町の意見も含めて、特別委員会の中で議論の対象になってくると思います。そうすると、基本、大きなビジョンの中でそれを狭めていくような調査方法になるかなと思っています。

これは、いずれにしても特別委員会の中で議論すべきことで、改めて提案をしてもらって、全議員が分かるように提案してもらいたいと思います。

○大貫千尋委員 基本的には焼却場の特別委員会でスタートはするけれども、これは、し尿処理場の汚泥も焼却することが一番安いと思います。だから、これは不可分の形の中で、焼却場の特別委員会ではあるけれども、し尿処理場の話も併せてやらないと解決できない。

○西山委員長 おっしゃるとおり、特別委員会の中でいろいろな意見が出ると思いますが、その前段ということで、議会運営委員会の委員の皆様にお知らせということで。

○大貫千尋委員 初めて聞く話じゃなくて、前段で、議運の皆さんにはそれだけの市民の税負担がありますよというお話をしておきました。

○西山委員長 ありがとうございました。

それでは、ほかになれば、これで閉じたいと思います。

ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会といたします。

長時間御苦労さまでした。

午前11時14分閉会